

**【コロナ特例】
国民健康保険税の減免について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は国民健康保険税が減免となります。

対象者	減免の割合
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方	全額免除
②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方	一部減額

※一部減額の具体的な要件
以下の全てに該当する方が対象です。

世帯の主たる生計維持者について

1. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 2. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※申請にあたっては収入を証明する書類が必要です。

◎減免の対象外

- ・前年所得が0円以下である場合
- ・非自発的失業者の方(「非自発的失業者の保険税の軽減制度」の対象となるため本減免制度の対象外)

■必要書類

- ①令和2年度の国民健康保険税納税通知書
- ②令和元年の確定申告書の写しや源泉徴収票の写し
- ③令和2年1月～申請日現在までの給与明細等、収入がわかるもの(世帯主及び被保険者の全員分)
- ④医師による診断書
(新型コロナウイルス感染症により死亡した場合は死亡診断書の原本または写し、重篤な傷病を負った場合は傷病診断書の原本または写し)
- ⑤雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付された場合)

問 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

**【コロナ特例】
介護保険料の減免について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は介護保険料が減免となります。

対象者	減免の割合
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方	全額免除
②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方	一部減額

※一部減額の具体的な要件

世帯の主たる生計維持者が(ア)(イ)の両方に該当する場合、減免の対象となります。

(ア) 事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

(イ) 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること。

※申請にあたっては収入を証明する書類が必要です。

■必要書類

- ①医者による診断書(新型コロナウイルス感染症により死亡した場合は死亡診断書の写し、重篤な傷病を負った場合は傷病診断書の写し)
- ②令和2年度の介護保険料納付通知書
- ③令和元年の確定申告書の写しや源泉徴収票の写し
- ④令和2年1月～申請日現在までの給与明細等、収入がわかるもの(世帯員全員分)

【申請先・お問合せ】

高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

市の国民健康保険に加入している方で新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たす場合のみ)について、傷病手当金を支給します。

■支給要件 ※以下全てを満たす方が対象者です

1. 給与の支払いを受けている本市の国民健康保険加入者であること
2. 新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いがあり、療養のために労務に服することができなくなったこと
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること
4. 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

■支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日経過した日からその労務に服することができない期間(最長1年6ヶ月間)のうち、就労を予定していた日。

■必要書類

1. 事業主が勤務状況(直近3ヶ月間の就労日数及び療養のため休んだ期間)及び直近3ヶ月に支払われた給与を記載したもの。
2. 医療機関が発行した傷病名や労務不能と認められた期間等を記載したもの。
※指定の様式がありますので、申請の際は事前に国民健康保険課庶務給付係へご連絡ください。

■支給額

(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×就労を予定していた日数
※給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額または支給されないことがあります。
※支給額には上限があります。

■申請・お問合せ

国民健康保険課 庶務給付係 ☎ 73-1973
受付時間：平日 8:30～17:00



納税のお知らせ

納期限：9月30日(水)

・介護保険料普通徴収3期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964(内251)

・国民健康保険税3期
▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

・後期高齢者医療保険料3期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 73-1973(内210・281・211)

相談コーナー

9月の国民健康保険税
夜間納付相談窓口開設日時

- ・9月10日(木)、24日(木) 17時15分～19時
- ・場所：平良庁舎2階 国民健康保険課
- ・お問合せ：賦課徴収係 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・一般相談(月～金/10時～16時)
- ・医療/法律相談(要予約)
- ・場所：社会福祉協議会 下地支所 ☎ 76-2270(代表)

無料人権相談

- ・9月15日(火) 13時半～16時
- 場所：平良庁舎1階会議室
- ・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：平良庁舎4階 女性相談室 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：9月9日(水)、23日(水) 18時～20時 ※要予約
- ・場所：沖縄県宮古合同庁舎1階 行政情報コーナー
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905

新型コロナウイルス感染症 ☎ 電話相談室 ☎

新型コロナウイルス感染症、感染予防、症状、受診、体調に関する相談について、保健師や看護師が電話にて対応します。

平日(月～金 ※祝祭日は除く)
時間：午前9時から午後4時まで
電話：72-4788